

議案第35号

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

こども家庭庁が設置されたことに伴い、関係する内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことを受け、所要の文言の整理を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u></p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u></p>

が定める指針

2 (略)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

が定める指針

2 (略)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同省令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。